

令和 5 年 第 3 回 定例会

請 願 調 査 一 覧 表

文 教 警 察 委 員 会

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者住所氏名	紹介議員氏名	調査結果												
5 年 第 5 号	5 . 9 . 5	<p>教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願</p> <p>学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。</p> <p>2021年3月、義務標準法の改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられた。小学校だけに留まることなく、今後は中学校での35人学級の早期実施が不可欠である。加えて、きめ細かい教育をするためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。</p> <p>義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、ゆたかな子どもの学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持は不可欠である。</p> <p>こうした観点から、政府予算編成において下記の請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき、国の関係機関への意見書提出を請願する。</p> <p>1 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。</p> <p>2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。</p> <p>3 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方</p>	<p>茨城県水戸市笠原町 978-46 茨城教育会館 2F 茨城県教職員組合 執行委員長 中山 幸男 外 10,524 名</p>	<p>海野 透 葉 梨 衛 白田 信夫 森田 悦男 西野 一 高崎 進 齋藤 英彰</p>	<p>1 中学校での 35 人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。</p> <p>(1) 制度の概要等</p> <p>①学級編制に係る国の標準：1学級40人（小学校1～4年生は35人） 公立義務教育諸学校については、都道府県において国の標準を下回る基準を設定することが可能（平成13年度～） ※ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）</p> <p>②学級編制の弾力化の変遷</p> <p>【平成23年度～】（義務標準法改正） 小学校1年生の学級編制の標準を40人から35人に引下げ</p> <p>【平成24年度～】 小学校2年生の全ての学級で35人以下学級が実現できるよう加配措置</p> <p>【令和3年度～】 小学校2～6年生の学級編制の標準を、令和3年度から5年かけて段階的に35人に引下げ</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>R 3</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> <td>R 7</td> </tr> <tr> <td>学年</td> <td>小 2</td> <td>小 3</td> <td>小 4</td> <td>小 5</td> <td>小 6</td> </tr> </table> <p>(2) 本県の状況</p> <p>少人数教育充実プラン推進事業</p> <p>① 楽しく学ぶ学級づくり事業 対象：小学校全学年 ○小学校1～4年生は、国の基準により35人以下学級 ○小学校5・6年生 ・35人超3学級以上・・・学級増・担任教員1名配置 ・35人超1・2学級・・・学級毎に非常勤講師1名配置</p> <p>② 中学校生活充実支援事業 対象：中学校全学年 ・35人超3学級以上・・・学級増・担任教員1名+非常勤講師1名配置 ・35人超1・2学級・・・学級毎に非常勤講師1名配置</p> <p>(3) 最近の動き</p> <p>①中央要望 令和5年6月に、文部科学省に小学校に引き続き、中学校においても、学級編制の標準を35人以下へ引き下げる新たな定数改善計画の策定等を要望</p>	年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	学年	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6
年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7												
学年	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6												

		<p>財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。</p>		<p>②令和6年度予算概算要求（文部科学省）</p> <p>小学校高学年における教科担任制の強化や、小学校の35人学級の計画的な整備等を図り、義務教育9年間を見通した指導体制による新しい時代にふさわしい質の高い教育の実現を図るとともに、学校における働き方改革、複雑化・困難化する教育課題へ対応するための教職員定数の改善を図る。</p> <table border="0"> <tr> <td>○教職員定数の改善</td> <td>2,300人</td> </tr> <tr> <td>・小学校高学年における教科担任制の強化</td> <td>1,900人</td> </tr> <tr> <td>・中学校における生徒指導等様々な教育課題への対応</td> <td>400人</td> </tr> <tr> <td>○制度改正に伴う既定の改善</td> <td>3,610人</td> </tr> <tr> <td>・小学校における35人学級の推進</td> <td>3,171人</td> </tr> <tr> <td>・通級、日本語指導等の基礎定数化</td> <td>439人</td> </tr> </table> <p>※定数の自然減等△7,776人</p> <p>2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。</p> <p>(1) 制度の概要等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7次教職員定数改善計画（H13～H17）により、少人数指導への支援、教頭複数配置の拡充ほか、養護教諭、栄養教諭、事務職員等の定数改善。 ・H29義務標準法改正により、H29～R8の10年間で、通級指導、外国人児童生徒等指導及び初任者研修指導に関する加配定数の基礎定数化。 <p>(2) 最近の動き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領の改訂により、より一層の授業の工夫・改善が求められていることから、ICT環境のさらなる充実や、教員としての資質・能力の向上を図りながら、教員の負担軽減を講じることも必要であるため、小学校に引き続き、中学校の学級編制の標準を35人以下に引き下げる新たな定数改善計画の策定や、小学校における専科指導、英語教育の早期化 ・教科化・高度化への対応、問題行動や不登校への対応などのための加配定数の充実等について、国に対して要望を行っている。 <p>3 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。</p> <p>(1) 制度の概要等</p> <p>【義務教育費国庫負担法】（平成18年4月施行）</p> <p>国の負担率を2分の1から3分の1に改正</p>	○教職員定数の改善	2,300人	・小学校高学年における教科担任制の強化	1,900人	・中学校における生徒指導等様々な教育課題への対応	400人	○制度改正に伴う既定の改善	3,610人	・小学校における35人学級の推進	3,171人	・通級、日本語指導等の基礎定数化	439人
○教職員定数の改善	2,300人															
・小学校高学年における教科担任制の強化	1,900人															
・中学校における生徒指導等様々な教育課題への対応	400人															
○制度改正に伴う既定の改善	3,610人															
・小学校における35人学級の推進	3,171人															
・通級、日本語指導等の基礎定数化	439人															

					<p>国庫負担金の減少分→所得税から個人住民税への税源移譲により措置</p> <p>(2) 動向</p> <p>①【三位一体改革について（政府・与党合意）】 （平成17年11月30日） 義務教育制度について、その根幹を維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持する。</p> <p>②【義務教育費国庫負担金に係る財務省・文部科学省の合意事項】 （平成25年1月27日） 今後の少子化の進展や国・地方税制状況等を勘案し、教育の質の向上につながる教職員配置の適正化を計画的に行うことその他の方策を引き続き検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる。</p> <p>(3) 最近の動き</p> <p>①【全国都道府県教育長協議会等からの国への要望】 （令和5年7月） 全国どこでも誰一人取り残さない義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、必要な財源は国の責務としてこれを完全に保障するよう国に要望している。</p> <p>②【令和6年度概算要求への反映状況（文部科学省）】 （令和5年8月） 義務教育費国庫負担制度は、公立の義務教育諸学校の教職員の給与費について都道府県及び指定都市が負担した経費の3分の1を国が負担するものである。</p>
--	--	--	--	--	--